令和8年度
固定資産税（償却資産）申告の手引き

申告期限　**令和8年2月2日（月）**

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので、
1月9日（金）ごろまでの提出にご協力をお願いいたします。

提 出 先　**羽島市役所　市民部税務課資産税係**
本庁舎1階41番窓口
〒501－6292　羽島市竹鼻町55番地
☎（058）392－1111　（内線2234･2235）

※償却資産申告書は郵送でご提出いただけますが、申告書の控えに受付印が必要な場合は、必ず返信用の切手を貼付した封筒も同封してください。

※償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

岐 阜 県 羽 島 市

1　償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産、その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

2　償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、井戸、ビニールハウス、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 【本ページ「3 家屋と償却資産の区分」をご参照ください。】
2　機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（分類番号が「0、00 ～ 09 及び 000 ～ 099」）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3　船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4　航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5　車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「9、90 ～ 99 及び 900 ～ 999」）等
6　工具、器具及び備品		机、椅子、応接セット、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、レジスター、自動販売機、コピー機、各種工具等

※　業種別の償却資産については、14 ページをご参照ください。

3　家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備･給排水設備･衛生設備･空調設備･運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

一般的に、独立した機器としての性格が強いものや、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

また、家屋の所有者以外の者（テナント等）が、事業の用に供するために借りた店舗などに取り付けた内装･造作及び建築設備等については、借主の償却資産として取り扱います。（地方税法第343条第10項）

詳しくは、2ページ〈家屋と償却資産の区分表〉をご覧ください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯設備	屋外設備一式、誘導灯、非常灯等		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備（※）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話配線設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）配線設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備（※）		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備（※）		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備（※）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備（※）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等		◎		◎
	洗濯設備	洗濯機、脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備等		◎		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

（※）特定の生産又は業務用設備の例

- 工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備
- 工場用水道配管や汚水配管
- 熱処理用のボイラー設備
- ガスバーナー用のガス配管
- 精密機械工場内の空調設備や集塵設備

４　償却資産の申告について

（１）申告していただく方

令和８年１月１日現在、羽島市内に償却資産を所有している方です。

※償却資産を所有されていない方も、18欄「2.該当資産なし」に〇を付け、提出をお願いします。

※廃業された方も、18欄「3.廃業ほか」に〇を付け、廃業年月を記入し提出をお願いします。

（２）申告の対象となる資産

令和８年１月１日現在、**事業の用に供することができる資産**です。

なお、**次に掲げる資産**も申告が必要になります。

ア　償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）

イ　簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産）

ウ　遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）

エ　未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

オ　建設仮勘定で計上されている資産であっても、賦課期日までに完成し事業の用に供されている資産

カ　福利厚生の用に供する資産

キ　改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし本体とは区分して取り扱います）

ク　耐用年数が１年未満又は取得価額が20万円未満であっても、税務会計上個別に減価償却をしている資産（P.4参考①）

ケ　租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（P.4参考①）
（例：中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産）

コ　借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（P.4参考②）

※上記ア、ウ及びカの資産については、申告もれが生じやすいため注意してください。

（３）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア　自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト等）

イ　無形固定資産（例：アプリケーションソフトウエア、特許権、営業権等）

ウ　繰延資産（開業費等）

エ　平成10年４月１日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

・耐用年数が１年未満又は取得価額が10万円未満のもので、税務会計上固定資産として計上しないもの（税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入しているもの）（P.4参考①）

・取得価額が20万円未満のもので、税務会計上３年間で一括償却しているもの（P.4参考①）

オ　平成20年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、ファイナンスリース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

カ　棚卸資産（商品、消耗品、原材料等）

キ　書画・骨とう（ただし、複製品などで装飾的な目的で使用しているもの及び税務会計上、減価償却資産として取り扱っているものは申告が必要です。）

〈参考①〉　少額資産の取り扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このことから、**租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象**となります。

○＝申告対象　　×＝申告対象外

償却方法＼取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
中小企業特例（＊1）	○	○	○	
一時損金算入（＊2）	×			
３年一括償却（＊3）	×	×		

（＊1）　中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（＊2）　法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

（＊3）　法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

〈参考②〉　借用資産（リース資産）について

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業の用に供している方に申告していただく場合に分かれます。詳しくは、次の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約による リース資産	× （申告不要）	○ （資産の所在する市町村へ申告）
実際の売買にあたるような リース資産 （リース後に資産が使用者の所有物となるような場合など）	○ （自己の資産として申告必要）	× （申告不要）

※平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引について、税務会計上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については従来どおり（原則リース会社からの申告）となります。

5　申告の方法について

（１）一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。

次の表の申告区分により、○印のついている書類を提出してください。

前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

申告区分＼提出書類		償却資産申告書（第26号様式）※9ページ参照	種類別明細書 増加資産・全資産用（別表1）※10ページ参照	種類別明細書 減少資産用（別表2）※11ページ参照	留意点
前年度以前に申告された方	資産の増減がない方	○	×	×	申告書 18 欄の「1 資産の増減なし」に○を付けてください。
	増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に前年中に増加した資産をすべて記入してください。
	減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少資産用）に前年中に減少した資産をすべて記入してください。
	増加・減少した資産が両方ある方	○	○	○	前年中に増加した資産は種類別明細書（増加資産・全資産用）に、前年中に減少した資産は種類別明細書（減少資産用）にそれぞれ記入してください。
	廃業・転出された方	○	×	×	申告書 18 欄の「3. 廃業ほか」に○を付け、その年月を記入してください。
初めて申告される方	申告する資産がある方	○	○		種類別明細書（増加資産・全資産用）に羽島市内に所在する資産をすべて記入してください。
	申告する資産がない方	○	×		申告書 18 欄の「2. 該当資産なし」に○を付けてください。

※前年中とは、令和７年１月２日から令和８年１月１日までの期間です。

※前年より前の資産の増加・減少について申告もれがある場合は、それらも申告してください。（摘要欄に「申告もれ」と記入してください。）

（２）電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について申告していただく方式です。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

（３）電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる申告も受け付けています。

電子申告の利用にあたっては、事前に利用登録などの手続きが必要になります。

詳しくは、eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

6　非課税・課税標準の特例等

（１）非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税非課税適用申告書」に必要事項を記入のうえ、非課税内容に係る資料とともに提出してください。ただし、非課税該当の償却資産でも台帳に登録しますので、申告をお願いします。

（２）固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、羽島市税条例第70条第１項、羽島市税減免取扱規則第３条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、**所有されている方の申請があった場合に限り、**固定資産税の全部又は一部が免除されます。（申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。）

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税･都市計画税減免申請書」に必要事項を記入のうえ、減免内容に係る資料とともに提出してください。

（３）課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の３又は同法附則第15条、第15条の２、第15条の３若しくは第56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

対象資産		特例課税率	取得時期	添付書類
公共の危害防止施設等	汚水又は廃液の処理施設	1/3	令和６．４．１～令和８．3.31	・特定施設設置届出書（写）
	公共下水道使用者の設置した除害施設	4/5		
再生可能エネルギー発電設備（特定太陽光発電）※取得時期により、対象となる資産が異なりますのでご注意ください。		1,000kw以上 3/4	令和６．４．１～令和８．3.31	・いずれかの補助金を受けたことがわかるものの写し
		1,000kw未満 2/3		
先端設備等		雇用者給与等支給増加率（賃上げ方針） 1.5%以上 1/2	令和７．４．１～令和９．3.31	・先端設備導入計画の申請書類及び認定書（写） ・工業会等による仕様等証明書（写） ・従業員への賃上げ表明を証する写し ※リース会社が申告する場合、上記に加え固定資産税軽減計算書及びリース契約書（写）
		3.0%以上 1/4		

※特例を受ける資産については、**種類別明細書に適用条項を必ず記載するとともに**、上記記載の添付書類を添付してください。

※この表は一部について例示したもので、すべてを記載してはいません。また、地方税法等の改正により内容が変更されることがあります。

7　税額等の算出方法について

〈評価額の算出方法〉

個々の資産ごとに、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額×（1－r／2） ＝取得価額×A	前年度評価額×（1－r） ＝前年度評価額×B

r ：耐用年数に応ずる減価率
A ：半年分の減価残存率で下記＜**減価残存率表**＞のA欄の率です。
B ：１年分の減価残存率で下記＜**減価残存率表**＞のB欄の率です。

※１月１日取得の資産については、その前年の12 月を取得年月とします。
※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意　算出した評価額が取得価額の5％を下回る場合は、取得価額の5％の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉

『固定資産評価基準』*　別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率 前年中取得のもの A	減価残存率 前年前取得のもの B	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率 前年中取得のもの A	減価残存率 前年前取得のもの B	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率 前年中取得のもの A	減価残存率 前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

＊『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

〈課税標準額の算出方法〉

個々の資産ごとに計算した「評価額」を合計したものが課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例（6ページ）の適用を受ける資産がある場合は、当該資産の評価額にそれぞれ特例課税率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

〈税額の算出方法〉

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額（1,000円未満切り捨て）×税率（100分の1.4）＝税額（100円未満切り捨て）

※課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

〈計算例（概算）〉

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和８年度　評価額	合計
舗装路面（コンクリート敷）	令和7年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円×0.929（7ページ減価残存率表の耐用年数15年のA欄の率） ＝ 2,508,300円（令和8年度評価額）	3,379,861円（令和8年度評価額）
応接セット	令和6年11月	500,000円	8年	0.250	500,000円×0.875（減価残存率表の耐用年数8年のA欄の率） ＝ 437,500円（令和7年度評価額） 437,500円×0.750（同B欄の率）（前年度評価額）＝ 328,125円（令和8年度評価額）	
看板	令和6年3月	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円×0.732（減価残存率表の耐用年数3年のA欄の率） ＝ 1,171,200円（令和7年度評価額） 1,171,200円×0.464（同B欄の率）（前年度評価額）＝ 543,436円（令和8年度評価額）	

評価額の合計＝決定価格＝課税標準額（課税標準の特例を受ける資産がない場合）

↓

1,000円未満を切り捨て、税率（100分の1.4）をかけます。　3,379,000円×0.014＝47,306円

↓

100円未満を切り捨てます。　47,306円→47,300円（税額）

8　申告書等の記載例

償却資産申告書の書き方（記載例１）

カーボン紙使用

住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を記載し、ふりがなを付けてください。ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。

印字してある内容に誤りがある場合は赤で修正してください。

事業種目を具体的に記入（例：ミシン製造業、自動車修理業）してください。法人の場合は、資本金又は出資金を記載してください。

個人の場合は、事業開始年月、法人の場合は、設立年月を記載してください。

個人の方は12桁の個人番号を法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

この申告について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

必ず記載

氏名を記載し、ふりがなを付けてください。法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば（　）内に記載してください。

今まで申告されている方は、資産の種類別に取得価額の合計額が既に記載されています。

（ロ）欄は、令和７年１月２日から令和８年１月１日までに減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。7の合計欄は、記載例3の種類別明細書（減少資産用）の小計欄と同じになります。

（ハ）欄は、令和７年１月２日から令和８年１月１日までに増加した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。7の合計欄は、記載例2の種類別明細書（増加資産用）の取得価額の小計欄と同じになります。

令和　８　年　１　月　８　日

羽島市長　殿

受付印

令和　８　年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

第二十六号様式

所有者	1 住所（ふりがな）（又は納税通知書送達先）	〒501－6292 はしましたけはなちょう　ばんち 羽島市竹鼻町55番地（電話 058－392－1111）	
	2 氏名（ふりがな）（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	はしまいものかぶしきがいしゃ 羽島鋳物株式会社（屋号　　）	
	3 個人番号又は法人番号	7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	4 事業種目（資本等の金額）	鋳物製造業（15 百万円）	
	5 事業開始年月	昭和54 年 10 月	
	6 この申告に応答する者の係及び氏名	羽島　太郎（電話 058－392－1111）	
	7 税理士等の氏名	竹鼻　一郎（電話 058－392－2222）	

市町村コード	※所有者コード	
8 短縮耐用年数の承認	有・(無)	
9 増加償却の届出	有・(無)	
10 非課税該当資産	(有)・無	
11 課税標準の特例	有・(無)	
12 特別償却又は圧縮記帳	有・(無)	
13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法	
14 青色申告	(有)・無	

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

該当する方を○で囲んでください。

取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計((イ)－(ロ)＋(ハ))（ニ）
1 構築物	0		1,700,000	1,700,000
2 機械及び装置	11,635,000	1,220,000	4,500,000	14,915,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	2,900,000	400,000	1,300,000	3,800,000
7 合計	14,535,000	1,620,000	7,500,000	20,415,000

資産の種類	評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）	※課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

（ホ）～（ト）欄は、電算処理により全資産申告を行う場合には、記載が必要。

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	①羽島市竹鼻町55番地 ② ③
16 借用資産 (有)・無	貸主の名称等 岐阜市神田町8丁目65番地 岐阜リース株式会社
17 事業所用家屋の所有区分	(自己所有)・借家
18 備考（添付書類等）	次に該当する方も○印をつけて提出してください。 1．資産の増減なし 2．該当資産なし 3．廃業ほか（　年　月） 整理番号

当市内における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2つ以上ある場合もすべて記載し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

リース等で借用されている資産がある場合、有を○で囲み、借用先を記載してください。

事業を営んでいる所の家屋について該当する方を○で囲んでください。

備考欄への記載事項
①添付書類がある場合は、その名称
②所有者の住所、氏名等に変更があった場合は、その年月日及び事由等
③その他、この申告に必要な事項

該当する番号を○で囲んでください。
・前年中に資産の増減がない場合→１
・償却資産を所有していない場合→２
・廃業等→３

増加資産申告用の種類別明細書の書き方（記載例２）

前年度申告された方の増加資産用

別添令和７年度償却資産明細書（申告資料）を確認のうえ、記載してください。

資産を取得するために要した実際の金額（輸送費、据付け費を含む）を記載してください。圧縮記帳は認められません。枠の右につめて記載してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第１、第２、第５及び第６に掲げる耐用年数を記載してください。
※中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用年数によっている場合は、その見積耐用年数
※短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数

緑色の用紙カーボン紙不要

□欄は、記載の必要はありません。

○で囲んでください。

ページ数を記載してください。

令和 8 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表一（提出用）

※市町村コード	所有者コード 宛名番号	所有者名	枚のうち	枚目
		羽島鋳物株式会社	1	1

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ） 十億 百万 千 円	耐用年数	減価残存率（ロ）	価額（ハ） 十億 百万 千 円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由	摘要
01	1		コウナイ ホソウ	1	4	26	5	1,700,000	10	0.					①・2 3・4	申告もれ分
02	2		ヨウセツ ロボット	1	4	27	11	4,500,000	10	0.					1・② 3・4	見積耐用年数
03	6		コピーキ	15	7	7		800,000	5	0.					①・2 3・4	
04	6		パソコン	3	4	18	11	500,000	4	0.					1・2 ③・4	R7.6 岐阜市より
05										0.					1・2 3・4	
06										0.					1・2 3・4	
07										0.					1・2 3・4	
08										0.					1・2 3・4	
09										0.					1・2 3・4	
10										0.					1・2 3・4	
11										0.					1・2 3・4	
12										0.					1・2 3・4	
13										0.					1・2 3・4	
14										0.					1・2 3・4	
15										0.					1・2 3・4	
16										0.					1・2 3・4	
17										0.					1・2 3・4	
18										0.					1・2 3・4	
			小計	6				7,500,000								

注意　「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受け入れ、４その他のいずれかに○印を付けてください。

前年中に増加した資産の名称等を、カタカナで左につめて記載してください。濁点、半濁点は、それぞれ1字分として、20字以内におさめてください。

前年中に増加した資産の実際に取得した年月を記載してください。
１月１日に取得した場合は、その前年の12月を取得月としてください。
年号は、「1明治」「2大正」「3昭和」「4平成」「5令和」とし、それぞれ年号に対応する数字を記載してください。

資産の種類を数字で記載してください。
1　構築物（建物附属設備を含む）
2　機械及び装置
3　船　舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具、器具及び備品

次のような事項を記載してください。
ア．課税標準の特例がある資産は、「適用条項」
イ．中古資産で見積耐用年数によっている場合は、「見積耐用年数」
ウ．短縮耐用年数を適用している場合は、「短縮耐用年数」
エ．耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
オ．その他必要な事項
カ．資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示（例：申告もれ分）

該当する番号に○を付けてください。
1　新品取得
2　中古品取得
3　移動による受け入れ
4　その他

減少資産申告用の種類別明細書の書き方（記載例３）

前年度申告された方の 減 少 資 産 用

別添令和７年度償却資産明細書（申告資料）
を確認のうえ、記載してください。

赤 色 の 用 紙 カーボン紙不要

□欄は、記載の必要はありません。

ページ数を記載してください。

令和 8 年度

第二十六号様式別表二（提出用）

※ 市町村コード　所 有 者 コ ー ド　短名番号　G

種類別明細書（減少資産用）

枠の右につめて記載してください。

所 有 者 名：羽島鋳物株式会社　1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（十億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	減少の事由及び区分 1 全部 2 一部	摘要
01	2	1	コンプ゜レッサー	1	3	6	2	3	720,000	10		①・2・3・4	①・2	R7.8 岐阜鋳物㈱に売却
02	2	2	チョクリュウコウシュウハケンマキ	1	4	1	3	500,000	10		1・2・③・4	①・2	R7.10 大垣市へ移動
03	6	3	ソクテイケンサヨウク゜	1	3	6	1	5	200,000	5		1・②・3・4	①・2	
04	6	4	ウチヌキコウク゜	2	3	6	1	3	200,000	3		1・②・3・4	1・②	当初取得価額 500,000円（数量5）のうち200,000円（数量2）分減少
05												1・2・3・4	1・2	
06												1・2・3・4	1・2	
07												1・2・3・4	1・2	
08												1・2・3・4	1・2	
09												1・2・3・4	1・2	
10												1・2・3・4	1・2	
11												1・2・3・4	1・2	
12												1・2・3・4	1・2	
13												1・2・3・4	1・2	
14												1・2・3・4	1・2	
15												1・2・3・4	1・2	
16												1・2・3・4	1・2	
17												1・2・3・4	1・2	
18												1・2・3・4	1・2	
			小 計	5				1,620,000					

別添「償却資産明細書（申告資料）」の該当資産に付された資産コードを記載してください。

前年中に減少した資産の名称等をカタカナで左につめて記載してください。濁点、半濁点は、それぞれ１字分として、20字以内におさめてください。

前年中に減少した資産の実際に取得した年月を記載してください。
年号は、「1明治」「2大正」「3昭和」「4平成」「5令和」とし、それぞれ年号に対応する数字を記載してください。

別添「償却資産明細書（申告資料）」の該当資産に付された資産の種類を記載してください。

減少した資産の取得価額を記載してください。資産の一部が減少した場合は、減少した部分の取得価額を記載し、減少の区分２を〇で囲んでください。

減少の区分が「2 一部」に該当する場合は、左記のとおり取得価額及び減少した額を摘要欄に記載してください。
その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

必ず〇で囲んでください。

全資産申告用の種類別明細書の書き方（記載例４）

全　資　産　用

緑色の用紙
カーボン紙不要

□欄は、記載の必要はありません。

令和　8　年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表一（提出用）

※市町村コード	所有者コード（宛名番号）

所有者名	
羽島鋳物株式会社	1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ）十億 百万 千 円	耐用年数	減価償却残存率（ロ）	価額（ハ）十億 百万 千 円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由	摘要
01	1		コウナイ　ホソウ	1	4	26	5	1,700,000	10	0.					①・2 3・4	申告もれ分
02	2		ヨウセツ　ロボ゛ット	1	4	27	11	4,500,000	10	0.					1・② 3・4	見積耐用年数
03	2		コンプ゜レッサー	1	4	18	3	720,000	10	0.					①・2 3・4	
04	2		チョクリュウコウシュウハケンマキ	2	4	18	3	1,000,000	10	0.					①・2 3・4	
05	2		シュウシ゛ンキ	1	4	18	3	1,015,000	10	0.					①・2 3・4	
06	2		テ゛ンキロ	1	4	18	5	3,500,000	10	0.					①・2 3・4	
07	2		GSテレメテレコン	1	4	18	5	2,180,000	12	0.					①・2 3・4	法349条の3第3項
08	2		フレーンキ	1	4	18	8	2,000,000	15	0.					①・2 3・4	
09	6		オウセツセット	1	4	18	3	700,000	8	0.					①・2 3・4	
10	6		ソクテイケンサヨウグ゛	2	4	18	3	1,500,000	5	0.					①・2 3・4	
11	6		パ゜ソコン	3	4	18	11	500,000	4	0.					1・2 ③・4	R7.6 岐阜市より
12	6		ウチヌキコウグ゛	3	4	18	3	300,000	3	0.					①・2 3・4	
13	6		コピ゜ーキ	1	5	7	7	800,000	5	0.					①・2 3・4	
14										0.					1・2 3・4	
15										0.					1・2 3・4	
16										0.					1・2 3・4	
17										0.					1・2 3・4	
18										0.					1・2 3・4	
			小　計	19				20,415,000								

注意　「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受入れ、４その他のいずれかに○印を付けてください。

資産を取得するために要した実際の金額（輸送費、据付け費を含む）を記載してください。圧縮記帳は認められません。枠の右につめて記載してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第１、第２、第５及び第６に掲げる耐用年数を記載してください。
※中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用年数によっている場合は、その見積耐用年数
※短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数

○で囲んでください。

ページ数を記載してください。

資産の名称等を、カタカナで左につめて記載してください。濁点、半濁点は、それぞれ1字分として、20字以内におさめてください。

資産の実際に取得した年月を記載してください。
１月１日に取得した場合は、その前年の12月を取得月としてください。
年号は、「1明治」「2大正」「3昭和」「4平成」「5令和」とし、それぞれ年号に対応する数字を記載してください。

資産の種類を数字で記載してください。
1　構築物（建物附属設備を含む）
2　機械及び装置
3　船　舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具、器具及び備品

次のような事項を記載してください。
ア．課税標準の特例がある資産は、「適用条項」
イ．中古資産で見積耐用年数によっている場合は、「見積耐用年数」
ウ．短縮耐用年数を適用している場合は、「短縮耐用年数」
エ．耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
オ．その他必要な事項

該当する番号に○を付けてください。
1　新品取得
2　中古品取得
3　移動による受け入れ
4　その他

９　課税について

区分	説　　明
価格等の決定	申告及び調査に基づいて固定資産（償却資産）の価格等を決定します。
課税標準額	賦課期日（1 月 1 日）における償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。ただし、課税標準の特例（6 ページ）の適用を受ける資産の課税標準額は、その価格に特例課税率を乗じた額となります。
税率	１．４％です。
免税点	課税標準額（償却資産の合計額）が 150 万円未満の場合は課税されません。 ※ただし、150 万円未満であっても申告が必要です。
閲覧	申告及び調査に基づいて決定した価格等については、令和 8 年 4 月 1 日から市役所税務課にて課税台帳の閲覧を行うことができます。 詳しくは、「広報はしま」等でお知らせします。
納期	原則として、1 期（4 月）・2 期（7 月）・3 期（12 月）・4 期（2 月）の 4 回で納めていただきます。
その他	正当な理由がなく申告をしなかったり、虚偽の申告をした場合は、罰則を適用されることがあります。（地方税法第 385 条、同第 386 条）

10　調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づいて調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。ご理解のほど、よろしくお願いします。

11　過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得した翌年度まで（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について遡及課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は１回となりますので、ご留意ください。

12　その他

平成28年度分以降の申告書から、マイナンバーの記載が必要になりました。
償却資産申告書の3欄に個人番号又は法人番号の記載をお願いします。（9ページ参照）

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業　種	資　産　の　名　称
共　通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、太陽光発電設備、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN設備、外構（アスファルト舗装）等
製　造　業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印　刷　業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建　設　業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象となるものを除く））、測量機器、発電機等
娯　楽　業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小　売　業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装等

※上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

このラベルを切り取って、申告書送付の際の封筒に貼り付けてご利用ください。

提出前に次の確認をお願いします。

□申告書に連絡先の記載はされていますか。
□申告書にマイナンバーの記載はされていますか。
□増加資産の耐用年数は記載されていますか。
□前年より前の資産の増加・減少について申告もれがある場合は、申告していますか。（摘要欄に「申告もれ」と記入してください）

〒501–6292
岐阜県羽島市竹鼻町５５番地
羽島市役所税務課資産税係　行

償却資産申告書在中